

江の川水系河川整備計画【国管理区間】
に関する資料

用 語 集

平成 28 年 2 月

国土交通省中国地方整備局

目次

「あ 行」	1
1. 安山岩（あんざんがん）	1
2. 一級河川（いっきゅうかせん）	1
3. 一級水系（いっきゅうすいけい）	1
4. 右岸（うがん）、左岸（さがん）	1
5. 液状化（えきじょうか）	1
6. エコロジカルネットワーク（えころじかるねっとわーく）	1
7. 越水（えっすい）	1
「か 行」	2
8. 外来種（がいらいしゅ）	2
9. 河岸侵食（かがんしんしょく）	2
10. 花崗岩（かこうがん）	2
11. 河床（かしょう）	2
12. 河川カルテ（かせんかるて）	2
13. 河川環境管理基本計画（かせんかんきょうかんりきほんけいかく）	2
14. 河川管理（かせんかんり）	2
15. 河川管理施設（かせんかんりしせつ）	3
16. 河川管理者（かせんかんりしゃ）	3
17. 河川区域（かせんくいき）	3
18. 河川サポーター（かせんさぽーたー）	3
19. 河川敷（かせんじき）	3
20. 河川のダイナミズム（かせんのだいなみずむ）	3
21. 河川防災ステーション（かせんぼうさいすてーしょん）	3
22. 河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）	4
23. 濁水流量（かつすいりゅうりょう）	4
24. 河道（かどう）	4
25. 河畔林（かはんりん）	4
26. 川の通信簿調査（かわのつうしんぼちょうさ）	4
27. 環境基準の類型指定（かんきょうきじゅんのるいけいしてい）	4
28. 慣行水利権（かんこうすいりけん）	5
29. 完成堤防（かんせいていぼう）	5
30. 幹川流路延長（かんせんりゅうろえんちょう）	5
31. 感潮域（かんちょうくいき）	5
32. 基準地点（きじゅんちてん）	5
33. 汽水（きすい）	5
34. 既得用水（きとくようすい）	5
35. 基本高水ピーク流量（きほんこうすいぴーくりゅうりょう）	5
36. 許可工作物（きょかこうさくぶつ）	6
37. 魚道（ぎょどう）	6
38. 緊急復旧資機材（きんきゅうふっきゅうしきざい）	6
39. 国管理区間（くにかんりくかん）	6
40. クラック（くらっく）	6
41. 計画規模（けいかくきぼ）	6
42. 計画高水位（けいかくこうすい） High Water Level H. W. L.	6

43.	計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）	6
44.	溪畔林（けいはんりん）	7
45.	工事実施基本計画（こうじじっしきほんけいかく）	7
46.	洪水（こうずい）	7
47.	洪水痕跡調査（こうずいこんせきちょうさ）	7
48.	高水敷（こうすいじき）	7
49.	洪水調節（こうずいちょうせつ）	7
50.	洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）	7
51.	洪水予報（こうずいよほう）	7
52.	洪水予報河川（こうずいよほうかせん）	7
53.	護岸（ごがん）	8
「さ 行」		9
54.	砂州（さす）	9
55.	三郡変成岩（さんぐんへんせいがん）	9
56.	暫々定堤防（ざんざんていていぼう）	9
57.	暫定堤防（ざんていていぼう）	9
58.	自衛水防組織（じえいすいぼうそしき）	9
59.	時間雨量（じかんうりょう）	9
60.	施設の能力を上回る外力（しせつののうりよくをうわまわるがいうりよく）	9
61.	支川（しせん）	9
62.	自然裸地（しぜんらち）	9
63.	浸食（しんしょく）	10
64.	浸水想定区域（しんすいそうていくいき）	10
65.	浸透（しんとう）	10
66.	縦横断面測量（じゅうおうだんそくりょう）	10
67.	重要水防箇所（じゅうようすいぼうかしょ）	10
68.	取水制限（しゅすいせいげん）	10
69.	取水樋門（しゅすいひもん）	10
70.	水防活動（すいぼうかつどう）	10
71.	水防警報（すいぼうけいほう）	10
72.	水防作業ヤード（すいぼうさぎょうやード）	10
73.	水門（すいもん）	10
74.	水利流量（すいりりゅうりょう）	11
75.	正常流量（せいじょうりゅうりょう）	11
76.	堰（せき）	11
77.	瀬切れ（せぎれ）	11
78.	瀬と淵（せとふち）	11
79.	洗掘（せんくつ）	11
80.	先行型河川（せんこうがたかせん）	12
81.	扇状地（せんじょうち）	12
82.	選択取水施設（せんたくしゅすいしせつ）	12
83.	占用（せんよう）	12
84.	想定し得る最大規模の外力（そうていしえるさいだいきぼのがいうりよく）	12
「た 行」		13
85.	多目的ダム（たもくてきだむ）	13
86.	湛水域（たんすいいき）	13
87.	治水安全度（ちすいあんぜんど）	13
88.	堤防（ていぼう）	13
89.	堤防の決壊（ていぼうのけっかい）	13

90. 特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）	13
91. 特定緊急水防活動（とくていきんきゅうすいぼうかつどう）	13
92. 都市用水（としょうすい）	13
「な 行」	14
93. 内水（ないすい）	14
94. 根固め（ねがため）	14
95. 法崩れ（のりくずれ）	14
「は 行」	15
96. ハード対策、ソフト対策（はーどたいさく、そふとたいさく）	15
97. 排水樋門（はいすいひもん）	15
98. 排水ポンプ車（はいすいぽんぷしゃ）	15
99. 曝気循環施設（ばっきじゅんかんしせつ）	15
100. 避難勧告（ひなんかんこく）	15
101. 樋門（ひもん）	15
102. 富栄養化（ふえいようか）	15
103. 深掘れ（ふかぼれ）	15
104. 平面測量（へいめんそくりょう）	15
105. 偏流（へんりゅう）	16
106. 本川（ほんせん）	16
「ま 行」	17
107. 滯筋（みおすじ）	17
108. 水際（みずぎわ）	17
109. モニタリング（もにたりんぐ）	17
「ら 行」	18
110. ライフサイクルコスト（らいふさいくるこすと）	18
111. 陸封アユ（りくふうあゆ）	18
112. 利水（りすい）	18
113. 陸閘門（りっこうもん）	18
114. 流域（りゅういき）	18
115. 流下（りゅうか）	18
116. 流下断面（りゅうかだんめん）	18
117. 流下能力（りゅうかのうりょく）	18
118. 流紋岩（りゅうもんがん）	19
119. レキ河原（れきかわら）	19
120. 漏水（ろうすい）	19
「わ 行」	20
121. ワンド（わんど）	20
「その他記号等」	21
122. BOD (Biochemical Oxygen Demand) (ビーオーディー)	21
123. Hight Water Level (H. W. L.)	21
124. RDB (Red Data Book) (レッドデータブック)	21
125. RL (Red List) (レッドリスト)	21

126. T-DIG (ティーディグ)	21
---------------------------	----

「あ 行」

1. 安山岩（あんざんがん）

ケイ酸分を中程度（60％程度）含むマグマが、地表付近で急に冷えて固まってできた岩のことをいいます。

2. 一級河川（いっきゅうかせん）

一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川です。なお、一級河川は一級水系のみに指定されるもので、二級水系に一級河川が指定されることはありません。

※“一級水系”、“河川管理”参照

3. 一級水系（いっきゅうすいけい）

洪水被害や水利用等の観点から特に重要性の高い水系として国土交通大臣が政令で指定した水系で、全国で一級水系は 109 水系あります。

なお、一級水系以外では、都道府県知事が指定した水系が二級水系、その他の水系は単独水系となります。

それぞれの水系において、河川法の適用を受ける河川を一級河川と二級河川、河川法の規定の一部を準用する河川を準用河川、その他の小河川を普通河川とといいます。

※“一級河川”参照

※水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼を総称して水系とといいます。その名称は、一般的に本川名をとって、例えば江の川水系という呼び方をします。

4. 右岸（うがん）、左岸（さがん）

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸とといいます。

※“河道”のイメージ図参照

5. 液状化（えきじょうか）

飽和したゆるい砂などが、地震力の作用などによって、急激に抵抗力が落ち、液体状になる現象をいいます。

6. エコロジカルネットワーク（えころじかるねっとわーく）

野生の生き物が必要とする繁殖の場や餌場、休息の場などの様々な場と、渡りや繁殖、巣立ち、採餌、休息など様々な目的の移動経路の繋がりのことです。

7. 越水（えっすい）

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出す状態のことです。あふれた水が堤防の裏法面（川裏）を削り、破堤の危険性が高まります。

「か 行」

8. 外来種（がいらいしゅ）

外来種とは、もともと日本にいなかった生物が、人間の活動によって日本に入ってきた生物のことをいいます。

また、同じ日本の中にいる生物でも、他の地域からもともといなかった地域に持ち込まれた場合に、もともとその地域にいる生物（在来種といいます）に影響を与える場合があります。

このような種についても、外来種といわれています。

※“特定外来生物”参照

9. 河岸侵食（かがんしんしょく）

流水の作用により河岸に横方向の浸食が発生することです。

10. 花崗岩（かこうがん）

ケイ酸分を多く（70%前後）含むマグマが、地下深部でゆっくり冷えて固まってできた岩のことをいいます。

11. 河床（かしょう）

河川の水に覆われた部分の川底のことをいいます。

※“河道”のイメージ図参照

12. 河川カルテ（かせんかるて）

河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河道や施設の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる重要な資料です。

13. 河川環境管理基本計画（かせんかんきょうかんりきほんけいかく）

河川の治水及び利水機能を確保しつつ、河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めた計画です。昭和 56 年から平成4年にかけて、国が管理する全国 109 水系で河川環境管理基本計画（河川空間管理計画）の策定が行われました。江の川については、平成元年 3 月に策定しています。

14. 河川管理（かせんかんり）

河川管理とは、次の三つの目的を達成するために行うものです。

- 1) 洪水、高潮等による災害発生を防止するための堤防や護岸の設置、災害を誘発する恐れのある行為の規制、さらに災害を軽減するための洪水時の水防活動等
- 2) 上水道、かんがい、発電等のための河川水の利用および流水の正常な機能の維持、河川内の公園等の土地利用等に係る適正な河川利用を確保するための許認可およびその監督
- 3) 良好な水質や生態系の保全、良好な景観等の河川が本来有する機能を確保するための調査や監視、維持

なお、一級河川の管理は、国土交通大臣が行います（河川法第 9 条第 1 項）。

「河川法（抜粋）」

（一級河川の管理）

第9条一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

15. 河川管理施設（かせんかんりしせつ）

ダム、堰、排水門、堤防、護岸、床止め等の洪水防御や環境保全のための魚道等、河川管理を目的として設置された施設をいいます。

16. 河川管理者（かせんかんりしゃ）

河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければなりません。

この管理について権限をもち、その義務を負う者です。

17. 河川区域（かせんくいき）

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域といいます。

河川区域は洪水等災害の発生を防止するため等に必要な区域であり、河川法が適用される区域です。

※“河道”のイメージ図参照

18. 河川サポーター（かせんさぽーたー）

河川管理者が沿川住民に募集を行い、応募者から任命された方に協力していただく取り組みです。これは、河川の管理体制の強化等を目的として、日常見ている川の様子や川への思いを情報発信していただくとともに、地域との連携を強化することです。

19. 河川敷（かせんじき）

平常時は川の水が流れないが、水位が上がった時（洪水時）に流れる場所のことです。

20. 河川のダイナミズム（かせんのだいなみずむ）

河川が本来持っている良好な自然環境を保全するための力です。

21. 河川防災ステーション（かせんぼうさいすてーしょん）

洪水時等における円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び災害時の緊急復旧活動を実施する拠点として整備する河川管理施設です。整備に併せて、関係自治体等が水防活動を円滑に行う拠点としての水防センターを整備する場合があります。

※水防センター（すいぼうせんたー）

水防活動の現場司令室、水防資材を備蓄する水防倉庫、水防団員の待機及び休憩室等の機能を有する施設

22. 河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）

国土交通省および自治体により、全国 109 の一級水系の河川および主要な二級水系の河川や、国管理・水資源機構管理のダムおよび県管理のダムについて、河川における環境面からの基礎情報の収集・整備を目的として実施しています。

調査の内容は、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の生物調査と、河道にある瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用実態を調査する「河川空間利用実態調査」があります。

23. 濁水流量（かつすいりゅうりょう）

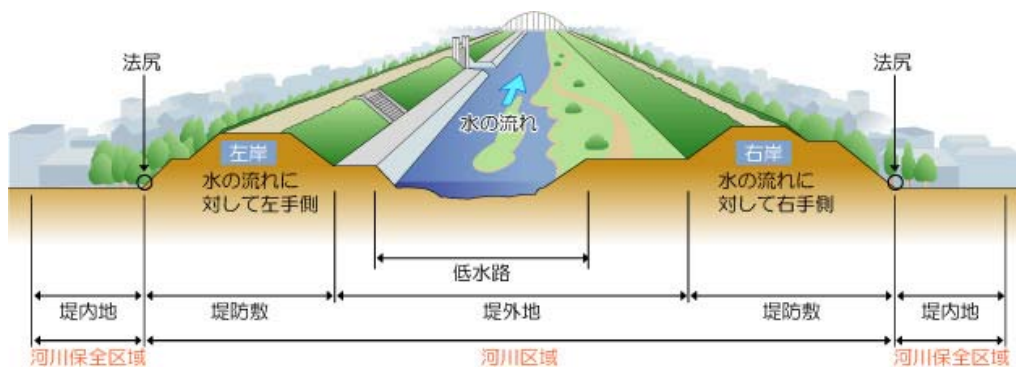
1年分の1日平均流量を多い順に並べて、355番目の流量のことです。

24. 河道（かどう）

平常時もしくは洪水時に河川の水が流下する区間のことです。

通常は堤防または河岸と河床とで囲まれた部分を指します。

河道のうち、常時水が流れる部分を低水路、洪水時のみ流水が流れる堤防以外の部分を高水敷（河川敷）といいます。



25. 河畔林（かはんりん）

河川のほとりや河岸に生育する樹木群をいいます。

26. 川の通信簿調査（かわのつうしんぼちょうさ）

河川空間の親しみやすさを、市民との共同作業によるアンケート調査により評価する調査です。その結果から、良い点・悪い点を把握し、日常の維持管理等に反映して良好な河川空間の保全、整備を図っていくための基礎材料とします。実施時期は、多くの人が川を利用する時期（夏休み）であること、梅雨明け以降で好天が期待できること等から、原則として7～8月となっています。

27. 環境基準の類型指定（かんきょうきじゅんのるいけいしてい）

環境基本法により定めることとなっている、河川等の公共用水域の水質汚濁における環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準のことであり、該当する水域毎に定められています。

河川であれば、AA～Eまでの6段階に区分されており、この区分を類型といいます。河川の汚濁状況を図

る指標である BOD 基準値でいえば、AA 類型 1mg/L 以下、A 類型 2mg/L 以下、B 類型 3mg/L 以下、C 類型 5mg/L 以下、D 類型 8mg/L 以下、E 類型 10mg/L 以下となっています。

また、ダム等の湖沼では、AA～C までの 4 段階に区分されており、河川の基準とは異なったタイプの区分となっています。

※“BOD”参照

28. 慣行水利権（かんこうすいりけん）

旧河川法(明治29年公布)施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川(一級、二級、準用河川)として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利をいわゆる慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。

※“許可水利権”参照

29. 完成堤防（かんせいていぼう）

計画高水位に対して必要な高さ断面を有し、さらに必要に応じ護岸等を施したものです。

30. 幹川流路延長（かんせんりゅうろえんちょう）

一般的に一つの水系の中で水源から河口までの長さ、流量、流域面積の大きさなどから幹川を定め、河口から谷をさかのぼった分水界上の点までの流路の延長のことをいいます。

31. 感潮域（かんちょうくいき）

河川の河口付近で水位や流速に海の潮汐が影響を与える区間をいいます。

32. 基準地点（きじゅんちてん）

洪水を防ぐための計画を作成するとき、代表となる地点です。この地点で基本高水や計画高水流量を定め、その河川の改修計画が作成されます。江の川では、尾関山基準地点、江津基準地点の 2 地点が設定されています。また、正常流量を管理する地点であり、江の川では、尾関山が基準地点に設定されています。

※“正常流量”参照

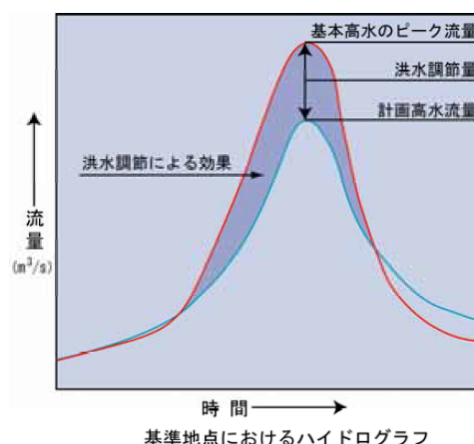
33. 汽水（きすい）

川から流れてきた淡水と、塩分を含んだ海水が交じり合った水域環境のことで、主に河口部がこれにあたります。

34. 既得用水（きとくようすい）

旧河川法が施行される前から行われている取水のことです。

35. 基本高水ピーク流量（きほんこうすいピーくりゅうりょう）



基本高水とは、洪水を防ぐための計画で基本となる洪水波形(流量が時間的に変化する様子を表したグラフをハイドログラフといいます)です。

基本高水ピーク流量とは、このグラフに示される最大流量です。

この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言い換えるなら流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量を表現しています。

36. 許可工作物(きょかこうさくぶつ)

橋梁や道路、かんがい用水や水道用水を河川から取水するための施設、下水処理した水を河川に流す施設等、河川管理者以外の者が河川管理以外の目的で河川区域内に設置する工作物です。

これらは河川管理者の許可を得て河川区域内に設置されていることから、許可工作物と呼んでいます。

37. 魚道(ぎょどう)

魚をはじめとする水生生物が上下流に移動できるように、河川を横断して設置されている堰等に設けられた水路のことです。

38. 緊急復旧資機材(きんきゅうふっきゅうしきざい)

水防活動等を行う上で必要な土砂の備蓄などのことをいいます。

39. 国管理区間(くにかんりくかん)

国土交通大臣が自ら管理する区間をいいます。

※“河川管理”参照

40. クラック(くらっく)

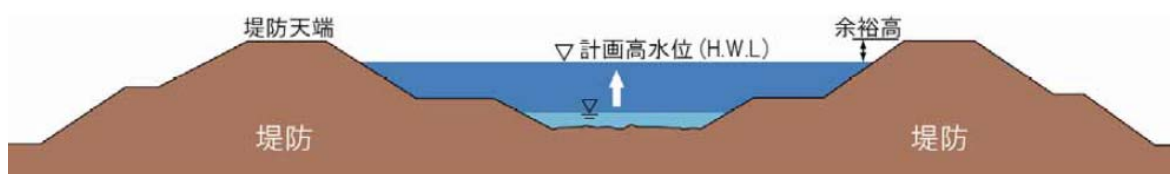
コンクリート等にできるひび割れのことです。

41. 計画規模(けいかくきぼ)

洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い(治水安全度と呼ぶ)を表すもので、この計画の目標とする値です。

42. 計画高水位(けいかくこうすい) Hight Water Level H.W.L.

堤防の設計、河道の整備等の基準となる水位のことであり、計画規模以下の洪水については、計画高水位以下の部分を流れるように計画します。



43. 計画高水流量(けいかくこうすいりゅうりょう)

堤防の設計、河道の設計をする場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理

的に配分した結果として定められる計画上の河道を流れる最大流量です。

基本高水のピーク流量から各種洪水調節施設での洪水調節流量を差し引いたものです。

※“基本高水のピーク流量”参照

44. 溪畔林（けいはんりん）

狭い谷底や斜面に生育する樹木群をいいます。

45. 工事実施基本計画（こうじじっしきほんけいかく）

平成9年の改正前の河川法に基づき、河川管理者が計画高水流量や河川工事の実施についての基本となるべき事項を定めたものです。

46. 洪水（こうずい）

台風や前線などによってもたらされた大雨により、川を流れる水の量が急激に増大する現象を洪水といいます。

47. 洪水痕跡調査（こうずいこんせきちょうさ）

洪水後、洪水水位の痕跡を調査、測量するものです。

48. 高水敷（こうすいじき）

常に水が流れる水路部分（低水敷）より一段高い部分の敷地です。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かる部分です。洪水時には堤防を守る機能も備えています。

49. 洪水調節（こうずいちようせつ）

人工的に建設した洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水流量の一部を貯めることによって、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）ことです。

50. 洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）

洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく提供することを目的に地方自治体によって作成されたマップのことです。

51. 洪水予報（こうずいよほう）

水防法（10条2項）に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報です。

52. 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法および気象業務法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して洪水予報を実施する河川として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川のことです。

※水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

国土交通省ならびに都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により経済上重大または相当な損害を発生するおそれがある河川を、水位周知河川として指定しています。

53. 護岸（ごがん）

川を流れる水的作用（侵食作用等）から河岸や堤防を守るために、法面に設けられる施設で、コンクリートブロック等で覆うような構造のものです。

「さ 行」

54. 砂州（さす）

流水によって運ばれた砂や砂礫が集まり、堆積している所をいいます。わん曲部の内側によく形成されます。

55. 三郡変成岩（さんぐんへんせいがん）

変成岩とは、古生代後期の海成層が高圧・低温 型の変成作用をうけて生じてできた岩のことをいいます。三郡変成岩は、北九州から中国地方を経て、近畿地方西部にかけて広く分布しています。三郡とは、福岡県中央部の直方平野と筑紫平野の間に位置する三郡山が由来となっており、粕屋(かすや)、筑紫(ちくし)、嘉穂(かほ)の3郡の境に位置することから三郡山と名づけられました。

56. 暫々定堤防（ざんざんていていぼう）

計画堤防断面に対して高さや幅が不足している堤防のうち、計画高水位未満の高さの堤防のことです。

57. 暫定堤防（ざんていていぼう）

計画堤防断面に対して高さや幅が不足している堤防のうち、計画高水位以上の高さの堤防のことです。

58. 自衛水防組織（じえいすいぼうそしき）

水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中、多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図るため、地下街や高齢者等利用施設、大規模工場等の管理者によって構成されている組織のことです。

59. 時間雨量（じかんうりょう）

ある時間から1時間降った雨の量の量のことです。

60. 施設の能力を上回る外力（しせつののうりよくをうわまわるがいりよく）

施設（構造物等）を設計する上で条件とする外力を上回る外力のことです。

61. 支川（しせん）

本川に合流する河川のことです。

また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼びます。

さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。

※“右岸、左岸”参照



62. 自然裸地（しぜんらち）

自然裸地は、自然条件により植生が成立しない地域であり、河原、海岸、山岳の岩角地等が含まれます。

63. 浸食（しんしょく）

流水等の作用で堤防の土砂が削り取られることをいいます。

64. 浸水想定区域（しんすいそうていくいき）

河川ごとに想定される降雨（計画降雨や想定し得る最大降雨）を前提として、河川の整備状況に照らして浸水が想定される区域を示すものです。

65. 浸透（しんとう）

河川水および降雨等が堤防等にしみ込んでいく現象をいいます。

66. 縦横断測量（じゅうおうだんそくりょう）

河川の縦断方向（水が流れる方向）、横断方向の形状を計測する測量のことです。

67. 重要水防箇所（じゅうようすいぼうかしょ）

過去の洪水で堤防等が被災した箇所や堤防断面が不足する箇所等、洪水時に堤防が被災する可能性が高く、嚴重な警戒が必要な箇所をいいます。

68. 取水制限（しゅすいせいげん）

異常な少雨などによってダム等の貯水位が減少したとき、ダムやダム下流の河川から取水する量を減らすことです。

69. 取水樋門（しゅすいひもん）

平常時は、かんがい用水等を取水することを目的に設けられる樋門です。

※“樋門”参照

70. 水防活動（すいぼうかつどう）

洪水による被害を未然に防止・軽減するために実施する、河川などの巡視、土のう積み等の活動を水防活動といいます。

水防に関しては、「水防法」（昭和 24 年制定施行）で国、県、市町村、住民の役割が決められており、その中で、市町村はその区域における水防を十分に果たす責任があるとされています。

71. 水防警報（すいぼうけいほう）

洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表のことをいいます。

水防法(16 条 1 及び 2 項)に基づき河川管理者が洪水時の河川水位の状態により発表する警報です。

72. 水防作業ヤード（すいぼうさぎょうやード）

水防資材の保管や、水防活動時に土のうを作成するための作業場所をいいます。

73. 水門（すいもん）

河川または水路が合流する河川の堤防を分断して設けられる施設を水門と呼びます。また、ゲートを開

めた時に堤防の役割を果たします。

74. 水利流量（すいりりゅうりょう）

水道や農業等の目的に応じて、河川の流水を占有する(水利使用)ために必要な流量のことです。水利流量には、河川法第23条の許可を受けた法定(許可)水利流量と河川法施行以前から存在する慣行水利流量があります。

75. 正常流量（せいじょうりゅうりょう）

正常流量(流水の正常な機能を維持するために必要な流量)とは、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して定める維持流量、および水利流量から成る流量であり、低水管理上の目標として定める流量です。正常流量は下に示す10項目について総合的に検討し、河川管理上支障のない流量を設定します。

- 1) 景観・観光
- 2) 動植物の保護
- 3) 流水の清潔の保持
- 4) 漁業
- 5) 舟運
- 6) 塩害の防止
- 7) 河口閉塞の防止
- 8) 河川管理施設の保護
- 9) 地下水位の維持
- 10) 水利流量

76. 堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水等の水を川から取水するため、水をせき止めて水位を上げ、用水路等への取水を可能にしたり、河川水の計画的な分流を行ったり、また下流側からの海水の逆流を防止すること等を目的として、河川を横断して設けられる施設を堰といいます。

77. 瀬切れ（せぎれ）

河川の流量が少なくなり、河床が露出して、流水が途切れてしまう状態のことです。

瀬切れは、魚類をはじめとする水生生物の生息等の生態系や景観等に影響を及ぼします。

78. 瀬と淵（せとふち）

川の流れが速く浅い場所を瀬、その前後で流れが緩やかで深いところを淵といいます。

瀬には平瀬と早瀬があります。波立ちのあまり見られないところを平瀬、流れが早く白波がたっているところを早瀬といいます。

79. 洗掘（せんくつ）

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表法面(川表)や河床が土が削り取られることです。堤防の削られた箇所がどんどん広がると破堤を引き起こすことがあります。

80. 先行型河川（せんこうがたかせん）

山地が隆起する以前からあった河道が、地殻変動等があっても、流路を維持したもののことをいいます。江の川は、中国山地の造山活動以前から日本海に流れており、中国山地を貫く唯一の典型的な先行型河川を形成しています。

81. 扇状地（せんじょうち）

河川が山地から低地に移り、流れが緩やかな場所に土砂等の堆積物によってできる扇形の地形のことをいいます。

82. 選択取水施設（せんたくしゅすいしせつ）

ダム湖の水は表層・中層・下層で温度や濁度などが異なるため、深さによって水温や濁りかたの違う水を、下流の環境や目的によって適切に取ることを選択取水といい、選択取水ができる施設のことを選択取水施設といいます。

83. 占用（せんよう）

河川の一部（高水敷等の空間や流水など）を法律に基づいて排他独占的に使用することをいいます。

84. 想定し得る最大規模の外力（そうていしえるさいだいきぼのがいりよく）

発生頻度は比較的低いですが、施設能力を大幅に上回る外力として想定する外力のことです。主に、ソフト対策において考慮すべき外力として、過去に近隣流域で観測された最大の降雨等を用いて検討し設定します。

今後の降雨やその特性を踏まえ、適宜見直しを図る必要があります。また、想定し得る最大規模の外力を上回る規模の外力が発生する可能性があることにも留意が必要です。

「た　　行」

85. 多目的ダム（たもくてきだむ）

治水・利水等複数の機能を兼用したダムのことをいい、洪水調節・不特定利水・水力発電・かんがい・上水道・工業用水のいくつか、または全てを兼ね備えています。

86. 湛水域（たんすいいき）

ダムや堰等により河川の流水が貯留される一定の区域を湛水域といい、貯留される流水の最高水位における水面が土地に接する線によって囲まれる区域のことです。

87. 治水安全度（ちすいあんぜんど）

洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いをいいます。

※“計画規模”参照

88. 堤防（ていぼう）

河川では、計画高水位以下の水位の流水を安全に流すことを目的として、山に接する場合等を除き、左右岸に堤防を築造します。

構造は、基本的には盛土によりますが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）等で築造することもあります。

※“河道”のイメージ図参照

89. 堤防の決壊（ていぼうのけっかい）

流水等の作用により、堤防が壊れることです。

堤防が決壊すると、増水した河川の水が堤防の居住地側（堤内地）に流れ出します。

増水した河川の堤防において、洗掘、亀裂、漏水、越水等が生じると、堤防の決壊を引き起こす原因となります。

90. 特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を与える、または与える恐れがあるものとして指定された生物をいいます。

平成 17 年 10 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、指定されている動植物を野外へ放つ、植えるおよびまくことは禁止されています。

91. 特定緊急水防活動（とくていきんきゅうすいぼうかつどう）

水防法第 32 条に基づき、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときに、国土交通大臣により実施する以下の水防活動のことです。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

92. 都市用水（としょうすい）

工場や上水道などの都市生活に必要な水のことをいいます。

「な 行」

93. 内水（ないすい）

大雨が降ると、側溝や排水路等の排水能力が追いつかなくなったり、本川の水位が支川の水位より高くなる場合があります。そこで、本川の水が逆流するのを防ぐため、排水樋門等のゲートを閉めると堤内側の水はけが悪くなり流水が溜まる現象のことをいいます。

94. 根固め（ねがため）

洪水時に河床の洗掘が著しい場所において、護岸基礎工前面の河床洗掘を防止することです。

95. 法崩れ（のりくずれ）

雨の浸透や川の流れなどにより、堤防の斜面が崩れることをいいます。法崩れが連続して生じると、堤防が弱くなり、危険性が高まります。

「は 行」

96. ハード対策、ソフト対策（はーどたいさく、そふとたいさく）

施設等による対策をハード対策といいます。一方、施設等による対策ではなく、適切な避難対策のためのハザードマップ作成や、早めの避難対策のため、現在の雨量、主な河川の水位等の情報提供などをソフト対策といいます。

97. 排水樋門（はいすいひもん）

平常時は、堤内地の雨水や水田などの水を本川等に排水することを目的に設けられる樋門です。

※“樋門”参照

98. 排水ポンプ車（はいすいぽんぷしゃ）

排水ポンプ車は、排水作業に必要な機材を全て搭載した車両です。浸水箇所に出動してポンプを稼働させ堤内地側の水を河川等へ排水するために使用されます。

99. 曝気循環施設（ばっきじゅんかんせつ）

貯水池に空気を送り込み、水を循環することで藻類の繁殖を防ぐ施設のことです。

100. 避難勧告（ひなんかんこく）

対象地域の土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に、住民に対して行われる勧告です。災害対策基本法 60 条に基づき、原則、市町村長の判断で行われます。

※避難指示（ひなんしじ）

さらに急を要すると認める場合に、住民に対して行われる避難のための立ち退きの指示です。

101. 樋門（ひもん）

河川または水路が合流する河川の堤防の堤体内に暗渠を挿入して設けられる施設を樋門と呼びます。また、ゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。

102. 富栄養化（ふえいようか）

肥料や洗剤等に含まれる窒素やリンが河川内に溶け込むことで、栄養分が増加することをいいます。富栄養化になると、それを栄養分とするプランクトンが増加し水質汚濁を発生させます。また、アオコや赤潮等が発生しやすくなったり、魚介類に影響を及ぼす可能性があります。

103. 深掘れ（ふかぼれ）

流水によって、水衝部等の堤防や護岸前面の河床が、深く掘れる現象のこと、あるいは掘れた状態をいいます。

※“洗掘”参照

104. 平面測量（へいめんそくりょう）

目的や用途に応じた平面図を作成する面的な測量のことです。現況地形を測量し、図化します。

105. 偏流（へんりゅう）

河川のわん曲部や構造物等の影響によって生じる偏った流れのことです。

106. 本川（ほんせん）

幹川を指し、一般に横から流入する支川に対して本川とといいます。



「ま 行」

107. 濡筋（みおすじ）

平常時に流水が流れている部分のことをいいます。

108. 水際（みずぎわ）

陸地が、海や川等の水に接する所です。

109. モニタリング（もにたりんぐ）

日常かつ継続的な監視・点検を行うことです。

「ら 行」

110. ライフサイクルコスト（らいふさいくるこすと）

施設の維持管理に掛かる費用のことです。河川管理であれば、堤防の除草や樹木伐採のほか、樋門やポンプ場等の施設にかかるメンテナンスも含まれます。

111. 陸封アユ（りくふうあゆ）

湖沼・河川に閉じ込められ、降海することなく繁殖するようになったアユのことです。

112. 利水（りすい）

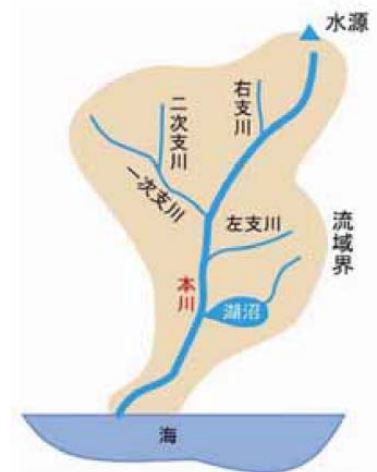
河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用することです。

113. 陸閘門（りっこうもん）

道路等に設けてある開閉可能な門扉のことです。通常時は車両や人の通行のために開いていますが、河川の増水時にはゲートを閉じて堤防の役割を果たしています。

114. 流域（りゅういき）

降雨や降雪が、その河川に流入する全地域（範囲）のことです。
集水区域と呼ばれることもあります。



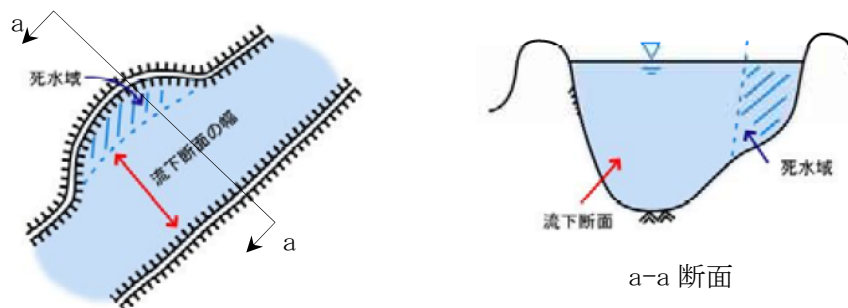
115. 流下（りゅうか）

流水が下流側へ移動する（流れる）現象のことです。

116. 流下断面（りゅうかだんめん）

水を流すのに有効な河川の横断面のことです。

平面的や縦断面的に見て急激に河道が広がって水が滞留するところはこれに含まれません。（死水域といいます。）



117. 流下能力（りゅうかのうりよく）

河川や水路・管渠など、流水を流すために設置された施設の能力を流量で表示したものです。

河川では、一般的に堤防高や高水敷など、所定の高さに対する流下能力を縦断的に示し、能力の有無を把握します。

※“流量”参照

118. 流紋岩（りゅうもんがん）

ケイ酸分を多く(70%前後)含むマグマが、地表付近で急に冷えて固まってできた岩のことをいいます。

119. レキ河原（れきかわら）

一般に、河川敷が広く、頻繁に増水し洪水等の流れの作用を受けやすい場所は、礫や砂礫からなる河原(レキ河原)が広がり、植物がまばらに生育します。そのような場所をレキ河原といいます。

120. 漏水（ろうすい）

洪水時に河川水や降雨が、堤防へ浸透し堤防の宅地側から水が漏れる現象のことです。

河川水位が高く、その水位の継続時間が長いほど、その水圧で堤防に水が浸透し、漏水現象が発生しやすくなり、堤防が壊れやすくなります。

※“浸透”参照

※“河道”のイメージ図参照

「わ 行」

121. ワンド（わんど）

洪水時のみお筋が湾曲して残された箇所や水制工等による砂州の形成によって河川の通常の流れと分離した箇所等は、流速が極めて小さい閉鎖的な水域となっています。

このように本川とつながっている水がよどむところを、ワンドといいます。

「その他記号等」

122. BOD (Biochemical Oxygen Demand) (ビーオーディー)

「生物化学的酸素要求量」と呼ばれており、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の汚濁状況を表す代表的な指標となっています。

※COD (Chemical Oxygen Demand) (シーオーディー)

「化学的酸素要求量」と呼ばれており、水中の有機物を酸化剤で分解するときに消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、湖沼や海域の河川の汚濁状況を表す代表的な指標となっています。

なお、BOD と同様に汚れがひどいほど値が大きくなります。

※“環境基準の類型指定”参照

123. Hight Water Level (H. W. L.)

堤防の設計、河道の整備等の基準となる水位のことであり、計画規模以下の洪水については、計画高水位以下の部分を流れるように計画します。

※計画高水位 参照

124. RDB (Red Data Book) (レッドデータブック)

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合 (IUCN) が、1966 年に初めて発行したものです。IUCN から発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク (Endangered) に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていたためレッドデータブックといわれるようになりました。

日本でも、1991 年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁 (現・環境省) がレッドデータブックを作成し、2000 年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されています。また、都道府県版のレッドデータブックが作成されています。

英語の頭文字をとって RDB と略称されます。また、作成者を表すため環境省版 RDB、都道府県版 RDB 等とも呼ばれます。

125. RL (Red List) (レッドリスト)

レッドデータブックを作成するための基礎資料としてとりまとめられている、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことです。

環境省は、野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、レッドリストの作成・公表を行っています。

また、野生生物の生息状況は常に変化しているため、レッドリスト・レッドデータブックにおける評価は、定期的に見直すことが不可欠であることから、平成 24 年、25 年にレッドリストの第 4 次見直しを行いました。

126. T-DIG (ティーディグ)

Town: まち、Disaster: 災害、Imagination: 想像力、Game: ゲームの略称で、参加者が地図を囲み、書き込みを行いながら議論することで、地域に起こりうる災害の姿を具体的にイメージする手法の一つです。